

平成30年8月8日	資料1
要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に 関する事前説明会	

要介護認定情報・介護レセプト等情報について

平成30年8月8日

厚生労働省老健局老人保健課

1. 介護保険総合データベースについて
2. 要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供の仕組みについて

1.介護保険総合データベースについて

1. 介護保険総合データベース（介護DB）の概要

①介護DBとは

介護給付費明細書（介護レセプト）等の電子化情報を収集し、厚生労働省が管理するサーバー内へ格納（平成25年度～）。

<収集目的>

- 介護保険事業計画等の作成・実施等及び国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため（※）

<保有主体>

- 厚生労働大臣

※ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年5月26日成立）により、収集目的を規定するとともに、市町村等によるデータ提出等を義務化。

（参考）介護保険法（平成9年法律第123号） 抄

第118条の二 厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項

二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項

2 市町村は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

（出典）社会保障審議会介護保険部会（第59回）資料4（一部改変）

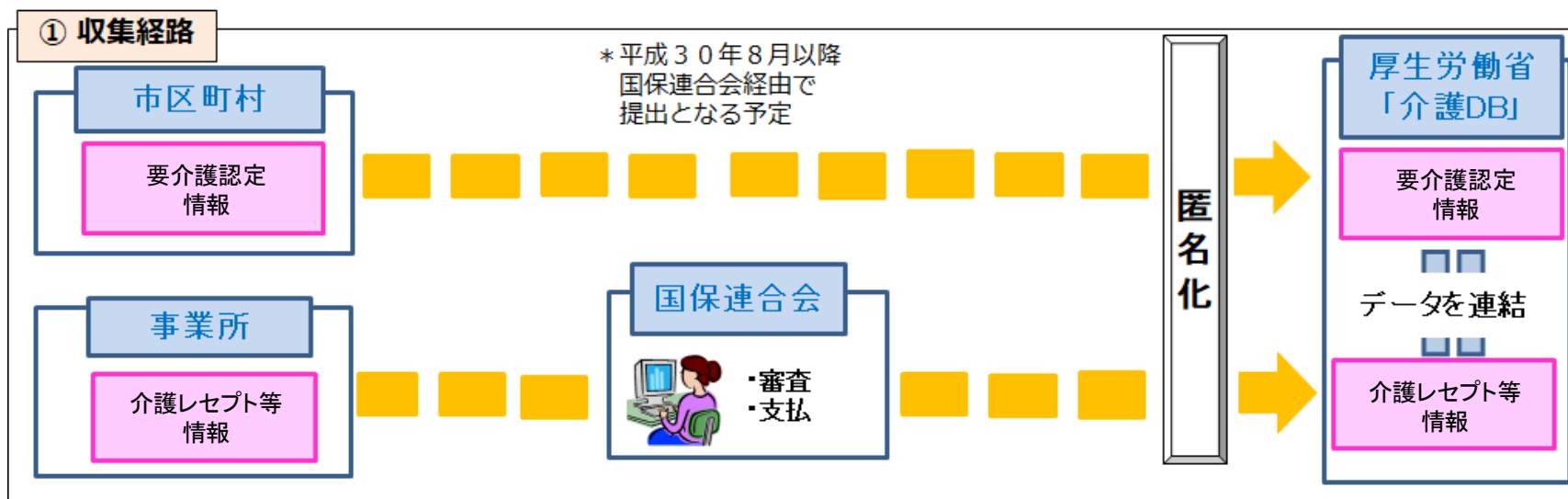
1. 介護DBの概要

① 保有情報

- ・要介護認定情報
- ・介護レセプト等情報

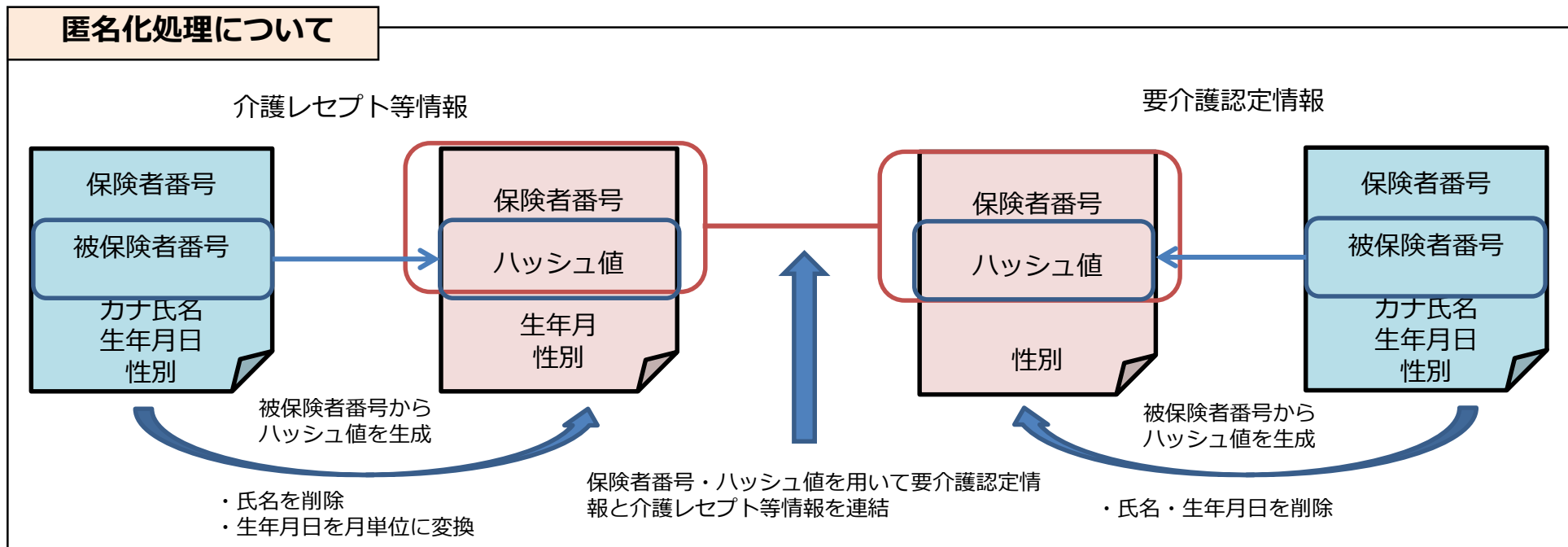
② 平成28年7月よりこれまでの利用状況

全国の介護保険者の特徴や課題、取組等を始めとする、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有する「地域包括ケア『見える化』システム」において利用



(参考) 要介護認定情報・介護レセプト等情報における匿名化処理

介護レセプト等情報と要介護認定情報とは、保険者番号・ハッシュ値を用いてデータが連結されている。



(出典) 医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議 (第3回) 資料4より改変

2. 格納されているデータについて（要介護認定情報）

- ① 市区町村が要介護認定に用いた調査の結果
- ② 市区町村で個人情報が匿名化された上で、介護DBへ格納される。
- ③ 格納件数：約5,161万件（平成21年4月～平成30年2月）
- ④ 格納されている主なデータ
 - 1) 要介護認定一次判定
 - ・基本調査74項目
 - ・主治医意見書のうち、短期記憶、認知能力、伝達能力、食事行為、認知症高齢者の日常生活自立度の項目
 - ・要介護認定等基準時間
 - ・一次判定結果
 - 2) 要介護認定二次判定
 - ・認定有効期間
 - ・二次判定結果

2. 格納されているデータについて（介護レセプト等情報）

- ① 審査支払機関である国民健康保険団体連合会を経由して、保険者へ請求される介護レセプトに記載されている内容
- ② 国民健康保険団体連合会を経由して収集され、個人情報that匿名された上で、介護DBへ格納される。
- ③ 格納件数：約 8.6億件（平成24年4月～平成29年11月サービス提供分）
- ④ 格納されている主なデータ

要介護者等に関する情報	
属性	サービス内容
性別	サービスの種類
生年月	単位数
要介護状態区分	日数
認定有効期間	回数
保険分給付率	．．．

介護保険総合データベースに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト等情報

○介護DBに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト等情報の構成は以下のようになっている。

○一部、データ利用に際して注意を要するレコードが存在する。

1. 要介護認定情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
要介護認定情報 (D_NINTEI)	認定調査項目、主治医意見書の項目（認知症自立度Ⅱ以上の蓋然性判定ロジック等に必要な項目のみ）、一次判定結果、認定審査会資料の項目（要介護認定等基準時間、中間評価項目得点等）、認定有効期間等の情報が収載されている。	○	

2. 介護レセプト等情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付実績情報 (基本情報レコード) (DT1111_H1)	介護給付費明細書に記載されている要介護者等の生年月、性別、要介護度、保険請求額及び自己負担額の合計値の情報が収載されている。	○	

介護保険総合データベースに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト等情報

2. 介護レセプト等情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付実績情報 (明細情報レコード) (DT1111_D1)	居宅介護支援・介護予防支援及び償還払いサービスを除く介護サービスの介護給付費明細書に記載されている介護サービスの種類、介護給付費単位数等サービスコード、サービス単位数、日数・回数等の情報が収載されている。	○	
給付実績情報（緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコード） (DT1111_D2)	介護老人保健施設における短期入所療養介護の介護給付費明細書に記載されている緊急時施設療養費について、治療開始年月、往診日数、通院日数、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数等の情報が収載されている。	○	
給付実績情報（特定診療費・特別療養費情報レコード） (DT1111_D3)	介護療養型医療施設・介護老人保健施設の介護給付費明細書に記載されている特定診療費及び特別療養費について、保険回数、保険サービス単位数等のデータが収載されている。	○	
給付実績情報 (食事費用情報レコード) (DT1111_D4)	介護保険施設の介護給付費明細書に記載されている食事費用に関するデータ項目。	×	H17年10月介護報酬改定において食事費用は廃止されているため、データが格納されていない。
給付実績情報（居宅サービス計画費情報レコード） (DT1111_D5)	居宅介護支援・介護予防支援の介護給付費明細書に記載されている介護サービスの種類、介護給付費単位数等サービスコード、サービス単位数、担当介護支援専門員番号等のデータが収載されている。	○	

2. 介護レセプト等情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付実績情報（福祉用具販売費情報レコード） (DT1111_D6)	福祉用具販売費における福祉用具の購入日、購入金額、商品名、福祉用具の品目コード、製造した事業者名、販売した事業者名等のデータが収載されている。	×	いわゆる償還払いのサービスであり国民健康保険団体連合会に事務委託を行っている保険者のデータのみが蓄積されている。
給付実績情報（住宅改修費情報レコード） (DT1111_D7)	住宅改修費における宅改修着工年月日、住宅改修事業者名、改修金額等のデータが収載されている。	×	いわゆる償還払いのサービスであり国民健康保険団体連合会に事務委託を行っている保険者のデータのみが蓄積されている。
給付実績情報（高額介護サービス費情報レコード） (DT1111_D8)	高額介護サービス費に関連する情報として、利用者負担額、支給額等のデータが収載されている。	○	
給付実績情報（特定入所者介護サービス費用情報レコード） (DT1111_D9)	介護保険施設等の介護給付費明細書に記載されている特定入所者介護サービス費（いわゆる食費・居住費（滞在費）の補足給付）に関するデータとして、介護給付費単位数等サービスコード、負担限度額、保険分請求額、利用者負担額、日数等のデータが収載されている。	○	

2. 介護レセプト等情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付実績情報（社会福祉法人軽減額情報レコード） （DT1111_DA）	介護給付費明細書に記載されている社会福祉法人軽減額に関する情報として、サービス種類コード、軽減率、軽減額等のデータが収載されている。	○	
給付実績情報（ケアマネジメント費情報レコード） （DT1111_DB）	介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント費に関するデータが収載されている。	×	介護予防ケアマネジメントの審査・支払業務について国民健康保険団体連合会に事務委託を行っている保険者のデータのみが蓄積されている。
給付実績情報（所定疾患施設療養費等情報レコード） （DT1111_DC）	介護老人保健施設の介護給付費明細書に記載されている緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費について、緊急時治療開始年月日、往診日数、通院日数、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数等のデータが収載されている。	○	
給付実績情報（明細情報（住所地特例）レコード） （DT1111_DD）	住所地特例が適用されている介護サービスの要介護者等について、介護サービスの種類、介護給付費単位数等サービスコード、サービス単位数、日数、回数等のデータが収載されている。	○	
給付実績情報 （集計情報レコード） （DT1111_T1）	介護給付費明細書に記載されている情報について、介護サービス種類別の集計情報のデータが収載されている。	○	

2. 介護レセプト等情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付管理票情報 (DT1121)	給付管理票に関する情報として、要介護者等の性別、要介護度、支給限度額、利用している介護サービスの事業所番号、担当介護支援専門員番号等のデータが収載されている。	○	
事業所台帳情報 (基本情報) (DT5142)	事業所の属性に関する情報として、事業所番号、法人等種別、指定／基準該当等事業所区分等のデータが収載されている。	○	
事業所台帳情報 (サービス情報) (DT5243)	事業所の属性に関する情報として、事業所番号、サービス種類、事業開始年月日、事業休止年月日、事業廃止年月日、地域区分、サービス提供体制に関する各種加算の情報等のデータが収載されている。	○	
事業所台帳情報 (介護支援専門員情報) (DT5245)	介護支援専門員の属性に関する情報として、事業所番号、介護支援専門員番号、主任介護支援専門員資格の有無等のデータが収載されている。	○	

2. 介護レセプト等情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
保険者台帳情報 (DT5441)	保険者の属性に関する情報として、保険者番号、保険者区分（単独保険者・政令市・広域連合）等のデータが収載されている。	○	
広域連合情報 (行政区情報) (DT5641)	広域連合の属性に関する情報として、保険者番号、構成市町村の市町村番号等のデータが収載されている。	○	
市町村固有情報 (DT5541)	固有情報として、保険者番号、区分支給限度基準額、種類支給限度基準額等のデータが収載されている。	○	
受給者台帳情報 (DT5341)	被保険者の属性に関する情報として、資格取得年月日、資格喪失年月日、要介護度、認定有効期間、住所地特例適用開始年月日、住所地特例適用終了年月日等のデータが収載されている。	○	

2.要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供の仕組みについて

介護保険総合データベースの現状と第三者提供に関する検討の経緯

1. 介護DBに保有する情報の第三者提供に係る検討の経緯

- 介護DBに保有する情報は、現行では行政のみが利用しており第三者提供を行った実績はない。一方、医療保険のレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）については、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下、高確法）等の規定に基づき、厚生労働大臣のもとに設置された有識者会議において、格納されている情報の第三者への提供にあたってのルールが定められ、第三者提供が行われている。
- 平成28年12月に、介護保険部会において、データベースをより有効活用するため、NDBと同様に利用目的が公益性の高い場合には、第三者への提供を可能とすることが適当であるとされた※¹。

※1 社会保障審議会介護保険部会意見（平成28年12月9日）（抜粋）

なお、地域包括ケア「見える化」システムにおいて活用されている、介護DBのデータについては、データベースをより有効活用するために、データの利用目的が公益性の高い場合には、第三者提供を可能とすることが適当である。

この場合、個人情報保護は当然に重要であり、この点も含め、データを提供する対象、データ利用に係る手続き等については、別途、検討の場を設けて検討することとするのが適当である。

- 当該意見を踏まえ、平成30年3月に「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議」を開催し、要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン（案）について議論を行い、同年7月に、同会議における模擬審査等を経た上で、同月に要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドラインを制定した。

2. 第三者提供にあたっては、NDBの第三者提供における取扱い※²を参考に、第三者提供について規定する告示を定めた。

⇒介護保険法第118条の2第2項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（平成30年6月1日厚生労働省告示240号）

※2 NDBデータの第三者提供における法令等整備

NDBで保有するデータの第三者提供においては、高確法のもとに、告示「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針」を定めている。

今後の要介護認定情報・介護レセプト等情報の利用の流れ

介護保険法に基づく利用

介護給付費等に要する費用の額に関する調査及び分析
被保険者の要支援・要介護認定調査に関する調査及び分析
国民の健康保持増進及びその有する能力の維持向上に資する調査及び分析

厚生労働省老健局

都道府県・市町村

国による分析

国に対し、介護保険法に定められた目的に資する分析に必要な情報の提供を要請し、入手

都道府県・市町村による分析

結果の公表

左記以外の利用

国民の健康の保持増進等を目指した正確なエビデンスに基づく施策の推進

○左記施策に有益な分析・研究
○学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究

厚生労働省内の他部局
関係省庁・自治体

左記以外の主体
(研究機関等)

データ提供の申し出

※所掌事務の遂行に必要な範囲内であることが前提

ガイドラインに基づく有識者による審査

※データ利用の目的や必要性等について審査
※データ利用の目的として「公益性の確保」が必要

データ提供の可否について大臣に助言

大臣決定

データ提供

分析の実施

結果の公表

要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供依頼の申出を行える者の範囲など

提供依頼申出者の範囲

- ①国の行政機関
- ②都道府県
- ③市町村
- ④研究開発独立行政法人等
- ⑤大学（大学院含む）
- ⑥国民健康保険団体連合会の中央団体
- ⑦国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上等をその設立目的の趣旨に含む国所管の公益法人等
- ⑧提供されるデータを用いた研究の実施に要する費用の全部又は一部を国の行政機関や研究開発独立行政法人等から補助されている者

※①から⑦に所属する常勤の役職員が対象。

※公的補助金（厚労科研費等）を受けている場合を除き、基本的には営利企業は対象外とした。データの利活用に関する有識者会議の議論に応じ、この範囲は今後変更されることがありうる。

データ提供の流れ・不適切利用に対する対応

- 要介護認定情報等の提供は、私人からの「申出」に基づき、利用者と厚生労働省との私法上の契約としてデータ提供を行うものとして整理されている。
- 不適切利用に対する対応も、契約上の取り決めとして利用規約に規定することとしており、利用者は厚生労働省が定める利用条件（利用規約）に同意するとの誓約書を提出した上で、要介護認定情報等の利用を行うこととなる。
- 具体的には、データの紛失、内容の漏洩、承諾された目的以外の利用等の事例は不適切利用としてみなし、有識者会議の議論を経て、事例に応じてデータ提供の禁止や利用者の氏名及び所属機関の公表等の措置をとることとしている。

提供するデータの種類

	特別抽出	サンプリング データセット	集計表情報
基本的な イメージ	申出者の要望に応じ、データベースにある全データの中から、該当する個票を抽出し、提供する	探索的研究へのニーズに対応し、抽出、一部匿名化等を施して安全性に十分配慮した、単月分のデータセットを提供する。	申出者の要望に応じ、データを加工して作成した集計表を提供する
提供データ	個票	一部匿名化等を行った個票	集計表
含まれている データ項目例	要介護認定情報・介護レセプト等情報に含まれている、ほぼすべての項目	希少な情報があらかじめ匿名化・削除された介護レセプト情報等	集計表
時系列での分析	可能	不可能	集計軸に時系列を含めれば可能
地域単位の分析	可能（保険者単位まで）	可能（保険者単位まで）	可能（保険者単位まで）
想定される 利用者像	要介護認定情報等を用いた研究に一定の知見があり、申出内容や抽出条件を吟味し、大量のデータを高速に処理することを想定している利用者	要介護認定情報等を用いた研究に関心はあるが経験がまだ十分でなく、データの特徴や各項目の概要を把握したいと考えている利用者	集計された結果を必要とし、データ処理を行うことを想定していない利用者
利用にあたり 具備すべき セキュリティ	データ利用時に、情報セキュリティマネジメントシステムを確実に運用できる利用環境を整える	特別抽出で求められるセキュリティ水準と比較してある程度具備しやすいセキュリティ水準での利用が可能	

特別抽出データについて

- 特別抽出：申出に応じて抽出・提供するデータ
 - ・ 提供依頼申出者の申出内容に応じ、事務局でデータの抽出を行い、提供する。
 - ・ データ利用時に充足すべきセキュリティ要件
- 要介護認定情報等については、他の情報との照合による識別性の問題があることから、**全て個人情報に準じた措置を講ずる必要がある。**
- これを踏まえ、要介護認定情報等を利用する者に対して、**医療機関等が個人情報を取り扱う場合等に適用される「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（第5版 平成29年5月 厚生労働省）に準じた措置**を基本的に講ずることが必要である。
- ただし、これらセキュリティ要件は主に特別抽出に関するものであり、集計表情報又はサンプリングデータセットの提供の場合は一部の項目については対象外とする。

セキュリティ要件の概要

- ①基本的事項（国内のあらかじめ申し出られた場所での利用、外部ネットワークへの接続禁止、第三者への貸与禁止等）
- ②所属機関が一般的に具備すべき条件（**必ずしも所属機関全体で対応する必要はなく部、課、研究室等適切な範囲で対応**）
 - i) 個人情報保護方針の策定・公表
 - ii) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の実践
 - iii) 組織的安全対策（体制、運用管理規程）の実施
 - iv) 人的安全対策の措置（雇用契約における従業員への守秘義務等）
 - v) 情報の破棄等の手順の設定
 - vi) 運用管理について
- ③要介護認定情報等の利用に際し具備すべき条件（**必ずしも所属機関全体で対応する必要はなく部、課、研究室等適切な範囲で対応**）
 - i) 物理的安全対策（保存場所の施錠等）、ii) 技術的安全対策（利用者の識別と認証）、
 - iii) 情報及び情報機器の持ち出しについて

(参考) セキュリティマネジメントシステム (ISMS) とは

<所属機関の情報セキュリティマネジメントシステムの実践> (ガイドライン第6 (4) ② ii))

<考え方>

本ガイドラインが準拠している、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第5版）」においては、「6.2」において、安全管理を適切に行うための標準的なマネジメントシステムとして、ISO（ISO/IEC27001：2013）及びJIS（JIS Q 27001：2014）を例示している。

ISMSの実践については、必ずしも認証を求めることまではしないものの、こうした規格が示す安全管理に関する基本的な考え方としてPDCAサイクルを各機関、各研究単位等で適切に実践していく必要がある。

ISMSプロセスに適用されるPDCAモデルの概要

Plan-計画 (ISMSの確立)	組織の全般的方針及び目的に従った結果を出すための、リスクマネジメント及び情報セキュリティの改善に関連した、ISMS基本方針、目的、プロセス及び手順の確立
Do-実施 (ISMSの導入及び適用)	ISMS 基本方針、管理策、プロセス及び手順の導入及び運用
Check-点検 (ISMSの監視及び見直し)	ISMS 基本方針、目的及び実際の経験に照らした、プロセスのパフォーマンスのアセスメント（適用可能ならば測定）、及びその結果のレビューのための経営陣への報告
Act-処置 (ISMSの維持及び改善)	ISMS の継続的な改善を達成するための、ISMS の内部監査及びマネジメントレビューの結果又はその他の関連情報に基づいた是正処置及び予防処置の実施

P ではISMS 構築の骨格となる文書（基本方針、運用管理規程等）と文書化されたISMS構築手順を確立する。

D ではP で準備した文書や手順を使って実際にISMS を構築する。

C では構築したISMSが適切に運用されているか、監視と見直しを行う。

A では改善すべき点が出た場合には是正処置や予防処置を検討し、ISMS を維持する。

(出典) : 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第5版）」6.2.1

サンプリングデータセットについて

- サンプリングデータセット：一カ月分の抽出データ
- 「基本情報レコード」「明細情報レコード」「居宅サービス計画費情報レコード」の介護レセプト等情報について、平成24年度以降の各年4月、7月、10月、1月サービス提供分のデータから一定の割合で抽出した上で、利用の少ないサービス項目コード等について匿名化処理を行ったデータである。
- 申請毎に、研究内容、抽出期間及びセキュリティ要件について、有識者会議で審査を行う。ただし、抽出や匿名化処理を施したデータであることから、以上のような取り扱いを実施。探索的な研究を認める等、特別抽出における審査ほどの研究目的の限定は求めない。
- セキュリティ要件は、特別抽出に比べ一部緩和した基準で審査を行う。緩和項目の詳細はガイドラインを参照。

<留意点>

- 1カ月分のデータ提供のため、経過の追跡が必要となる分析はできない。
- 一定の条件の下で無作為に抽出したデータであるため、異なるサンプリングデータセット間で個人単位の連結はできない。
- 手続きが終了次第、提供が可能。
- データ量はDVDに収まる容量で、操作が容易である。

サンプリングデータセットについて

➤ 対象とするデータの種類

サンプリングデータセットは、介護レセプト等情報の給付実績情報のうち、以下のテーブルから構成される。

データの種類	レコード識別名	データ項目概要
給付実績情報	❑ 基本情報レコード (DT1111_H1)	・ 要介護者等の生年月、性別、要介護度及び保険請求額、自己負担額の合計値等の情報
給付実績情報	❑ 明細情報レコード (DT1111_D1)	・ 居宅介護支援・介護予防支援及び償還払いサービスを除く介護サービスの介護給付費明細書に記載されている介護サービスの種類、介護給付費単位数等サービスコード、サービス単位数、日数・回数等の情報
給付実績情報	❑ 居宅サービス計画費情報レコード (DT1111_D5)	・ 居宅介護支援・介護予防支援の介護給付費明細書に記載されている介護サービスの種類、介護給付費単位数等サービスコード、サービス単位数、担当介護支援専門員番号等の情報

➤ 対象とするデータの期間

項目	サンプリングデータセットの仕様
対象時期	❑ 平成 24 年 4 月サービス提供分で、かつ平成 24 年 5 月、平成 24 年 6 月、平成 24 年 7 月に審査された介護レセプト ❑ 以降、各年の 1 月、4 月、7 月、10 月サービス提供分について作成する

サンプリングデータセットについて

➤ 抽出方法

サンプリングデータセットは、対象となるサービス提供月の介護レセプト等情報から、以下の条件の下で、無作為に抽出したものである。

項目	サンプリングデータセットの仕様
高額請求の要介護者等の除外	❑ 区分支給限度基準額対象サービスについて、平均 + 2 S D を超える要介護者等を抽出から除外する。
層化基準	❑ 性・年齢階級（5歳刻み※）ごとに層化抽出を行う。
抽出率	❑ 全ての層で標準誤差率が2%以下となる、3%の抽出率で抽出する。
抽出単位	❑ 要介護者等の個人単位で抽出する。

※ 年齢階級：65歳未満、65-69歳、70-74歳、75-79歳、80-84歳、85-89歳、90-94歳、95歳以上

サンプリングデータセットについて

➤ 匿名化について

個人が特定化されることのないよう、サンプリングデータセットでは以下の処理を行う。

【サービスコード（「サービス種類コード」と「サービス項目コード」の組み合わせ）】

項目	サンプリングデータセットの仕様
匿名化の対象	□ 10件未満のサービスコードを匿名化する。
匿名化処理の方法	□ 「サービス項目コード」を「9999」に置き換える。 □ 単位数は抽出された利用者が利用している合計単位数が把握できるように合計する。 □ 日数・回数については合計ができないため、空欄化する。

【その他】

項目	サンプリングデータセットの仕様
事業所番号	□ 「事業所番号」「居宅サービス計画 事業所番号（居宅介護支援事業所）」「担当介護支援専門員番号」は空欄化する。
年月日を含む項目	□ 「年月日」を含む項目は、一律で日を1日として提供する。 ・ 被保険者情報認定有効期間開始年月日 ・ 被保険者情報認定有効期間終了年月日 ・ 開始年月日 ・ 中止年月日 ・ 入所（院）年月日 ・ 退所（院）年月日 ・ 居宅サービス計画作成依頼届出年月日

- 集計表情報：提供依頼申出者の要望する集計表の作成、提供
 - 提供依頼申出者の抽出依頼に応じ、集計表を作成して提供するものである。
 - 複雑な集計には対応できない。集計対象項目は、原則としてサービス種類コード等に限定し、それらに対して性別、年齢階級別、保険者別等、原則3次元までとする。
 - 申出にあたり集計条件を記載した資料と合わせ、集計表のイメージ図の提出が必要。
 - 提供にあたってはサンプリングデータセットと同程度のセキュリティ要件が求められる。
(セキュリティ要件の詳細についてはガイドラインを確認。)

データ利用時に充足すべきセキュリティ要件 (サンプリングデータセット・集計表情報)

○サンプリングデータセットは、十分に個人の特定可能性を低くする処理を施した匿名性の高いデータであることに鑑みて、要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドラインの『第6 4 (4) 要介護認定情報等の利用場所、保管場所及び管理方法』のうち、次の内容は審査対象外とされている。

- 個人情報保護方針に従った対応
- 来訪者の記録・入退室制限
- 委託契約における安全管理の条項
- 利用者が所属する組織の管理者の監督
- 情報処理機器は専門知識を有する者が破棄
- 外部保存を委託する機関に破棄を依頼した場合の「医療情報システムの安全管理に対するガイドライン」に準じた対応
- 入退管理
- 窃視防止対策

○集計表情報のセキュリティ要件はサンプリングデータセットに準じる。

○ガイドライン第12 2 研究の公表に当たっての留意点

研究の成果の公表に当たっては、個別の同意がある場合等を除き、原則として利用者は公表される研究の成果によって特定の個人又は介護事業所等が第三者に識別されないように、次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮しなければならない。

(1) 最小集計単位の原則

- ① 公表される研究の成果物において要介護者等の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。
また、集計単位が市町村の場合には、公表される研究の成果物において、以下のとおりとする。
 - i) 人口2,000人未満の市町村では、要介護者等の数を表示しないこと。
 - ii) 人口2,000人以上25,000人未満の市町村では、要介護者等の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。
 - iii) 人口25,000人以上の市町村では、要介護者等の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。
- ② 公表される研究の成果物において介護事業所または市町村の属性情報による集計数が、原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。

(2) 年齢の集計単位

公表される研究の成果物において年齢の集計単位が、原則として、5歳毎にグルーピングして集計されていること。
65歳未満及び95歳以上については、それぞれ1グループとして集計とする。

(3) 地域の集計単位

介護事業所の所在地又は要介護者等の保険者の集計単位は、原則として公表される研究の成果物において最も狭い地域の集計単位を市町村とすること。

○サンプリングデータセットは10%以下の抽出率で抽出されたデータであることから、「要介護者等の集計単位が10未満となってはいけない」という原則については、サンプリングデータセットについては求めないこととする。